

信徒に対し、「七重塔」と「造化の三神」社殿への 礼拝を強要する現教団通達への生長の家社会事業団の見解発表！！

谷口雅宣総裁の指導する現教団は、本年四月七日付で、全国の教化部の主たる礼拝の対象である「實相」額の前に同総裁創作の経本と称するものを安置した「七重塔」の縮小模型及び「造化の三神」社殿を設置して祭祀することを命じた通達を出しました。

このことは現教団が尊師谷口雅春先生の創始された「生長の家」とは全く異なる宗教となることを意味します。

私達、生長の家社会事業団は、尊師谷口雅春先生から、聖典『生命の實相』及び聖経『甘露の法雨』等の著作権を託されて正統な教義の永遠の護持の使命を授かった団体として、この教団通達は、尊師谷口雅春先生のみ教えに反し、宗教法人法に違反し、信徒に対して別宗教の本尊への礼拝を強要するものであって、断じて許すべきものではないとの正式見解を五月二十日に発表、全国の教化部長及び教区役職者に通知しました。以下はその要約です。

一、尊師谷口雅春先生のみ教えに反している！

尊師谷口雅春先生は、私達信徒が神想観や聖経読誦を行う際の礼拝の対象たる本尊として、「實相」の書をご揮毫され、次のようにお示し



本尊「實相」

「万物調和のムスビの働きを表した造化の三神と、神の造り給いし無限供給の実相世界を象徴する七重塔を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。」
生長の家の長い歴史において今日迄、各教区・練成道場等においては、『實相』の御額（御軸）を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。の言葉が通例でした。
この通達はこの大切な言葉を全否定しようとするものです。



尊師が本尊「實相」の由来と意義を説かれた昭和48年3月号の『白鳩』誌（上）及び該当頁（左）引用

「實相」といふ一文字を掲げるにしても、それを掛軸とか額にする場合には、やはりそれを八咫鏡と同等の神聖なるものとして扱われなければならない。『白鳩』誌「本尊として祭祀する『實相』の由来」

くださいました。

「『實相』という文字を本尊として安置し、各々の内在の実相たる「神聖」をその本尊に移入して、宇宙普遍の神霊との合一点として、そこに「内在超越」の神霊を礼拝するための「心の焦点」をつくることにした」（昭和四十八年三月号『白鳩』誌「本尊として祭祀する『實相』の由来」）

このような神聖な意義に基づき、全国の信徒は立教以来「實相」額を礼拝してきたのです。その「礼拝の対象（本尊）」である「實相」を實質的に無視し、貶めようとするのが、本通達で命じられた次の新しい祈りの意図であります。

「万物調和のムスビの働きを表した造化の三神と、神の造り給いし無限供給の実相世界を象徴する七重塔を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。」

生長の家の長い歴史において今日迄、各教区・練成道場等においては、『實相』の御額（御軸）を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。の言葉が通例でした。

この通達はこの大切な言葉を全否定しようとするものです。

二、宗教法人法に違反している！

全国の各教化部は、宗教法人法に基づき、「礼拝の対象（本尊）」が「實相」であることを、宗教法人規則に明記し、宗教法人の認証を受けています。

谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の本尊を押し込め、別の礼拝の対象を設置して祭祀することは、宗教法人規則を踏みにじるものであり、宗教法人法違反は明白です。

三、信徒に対して、別宗教の本尊への礼拝を強要するものである！

信徒の方々が、早朝神想観や先祖供養等のため、教化部に来訪して、本尊の「實相」に礼拝したり、教化部敷地内の龍宮住吉分社に参拝しようとしても、今後は、「七重塔」や「造化の三神」を礼拝せざるを得なくなりそうです。

これは、信徒に対して、谷口雅春先生が生長の家の大神である住吉大神より神啓を授けられて創始された本来の「生長の家」とは異なる別宗教の本尊への礼拝を強要するものです。

心ある信徒の方々には、是非ともこの問題の重大性をご考察いただき、強く正義の声を挙げていただくことを深く深く切望いたします。



インターネットで報じられた七重塔と造化の三神社殿のイメージ

信徒に対し、「七重塔」と「造化の三神」社殿への礼拝を 強要する現教団通達への生長の家社会事業団の見解

谷口雅宣総裁の指導する現教団は、本年四月七日付で全国の正副教化部長宛に「七重塔と「造化の三神」の祭祀等の参議会決定事項の周知について」との通達を發出したことが複数のインターネット掲示板等で公表されています。

これは、全国の教化部の主たる礼拝の対象である「實相」額の前に、「七重塔」及び「造化の三神」社殿を設置して祭祀することを命じる通達であり、宗教団体として最も重要な要素である「儀式行事における礼拝の対象（本尊等）」の根本的変更であります。このことは現教団が尊師谷口雅春先生の創始された「生長の家」とは全く異なる宗教となることを意味します。

私達、生長の家社会事業団は、尊師谷口雅春先生から、聖典『生命の實相』及び聖経『甘露の法雨』等の著作権を託されて正統な教義の永遠の護持と戦後日本再建の構想と使命を授かった団体として、この教団通達は、尊師谷口雅春先生のみ教えに反し、宗教法人法に違反し、信徒に対して別宗教の本尊への礼拝を強要するものであって、断じて許すべきものではないとの正式見解を全国の心ある信徒各位に対して次のとおり訴えるものです。

一、尊師谷口雅春先生のみ教えに反している！

尊師谷口雅春先生は、私達信徒が神想観や聖經読誦を行う際の礼拝の対象たる本尊として、「實相」の書を「揮毫きこうされ、次のようにお示しく下さいました。

『「實相」という文字を本尊として安置し、各自の内在の実相たる「神聖」をその本尊に移入して、宇宙普遍の神霊との合一点として、そこに「内在超越」の神霊を礼拝するための“心の焦点”をつくることにした』（昭和四十八年三月号『白鳩』誌谷口雅春先生十九日の箴言「本尊として祭祀する『實相』の由来」）

このような神聖な意義に基づき、全国の信徒は立教以来「實相」額（軸）を礼拝してきたのです。

その「礼拝の対象（本尊）」である「實相」を実質的に無視しおとし「貶めようとするのが、本通達で命じられた新しい祈りの意図であります。それは通達の中の次の「言葉」に明白です。

「万物調和のムスビの働きを表した造化の三神と、神の造り給いし無限供給の実相世界を象徴する七重塔を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。」（通達八頁）

生長の家の長い歴史において今日迄、各教区・練成道場等においては、『「實相」の御額（御軸）を通して、宇宙の大生命に礼拝いたします。』の言葉が通例でした。この通達はこの大切な言葉を全否定しようとするものです。

全国の教化部で、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の前面に、七重塔と「造化の三神」の社殿を設置させ祭祀を命じることは、谷口雅春先生の『「實相」という文字を本尊として安置し、…宇宙普遍の神霊との合一点として…礼拝する』とのみ教えに根本的に反するものであります。

また、谷口雅春先生は、昭和三十一年四月号『理想世界』の「宗教の成立と神癒に就いて」の御文章において、『「甘露の法雨」の真似をしたお経類似のものを創作して、それを読むことを勧め、その経本を売る』ことについて、『非常に危険なやり方』で「末路は必ずよくない」と厳しくいまし戒めておられます。

ところが、二〇一五年七月七日付、谷口雅宣総裁のブログ「唐松模様」の「七重塔の意味するもの」には、『除幕式では、『大自然讃歌』と『観世音菩薩讃歌』が塔の基台に収められました。』と述べています。この『大自然讃歌』と『観世音菩薩讃歌』は谷口雅宣氏が創作した経本と称するものです。そのような七重塔の縮小模型を全教化部に設置して祭祀せよと命じたのです。

特に、谷口雅春先生は、「生長の家の大神は住吉大神である。」と繰り返し断言され、住吉大神は、宇宙を浄め、日本国家と皇室を守護される東道の大神であることをご教示されて参りました。(『生長の家五十年史』三二三頁、四七八頁等)

それにもかかわらず谷口雅宣総裁の指導する現教団は、六年前総本山の龍宮住吉本宮に「造化の三神」を合祀し、住吉大神を押し込め、実質的に主たる祭神を取り替えました。その暴挙は各方面から批判論評されてきましたが、それをこのたびは全教化部で強行しようとするものです。

二、宗教法人法に違反している！

全国の各教化部は、宗教法人法に基づき、所轄庁（都道府県知事）に対して宗教法人設立の認証を申請する際には、儀式行事を行う場合の「礼拝の対象（本尊）」が「實相」であることを宗教法人規則に次のとおり明記し、実際に谷口雅春先生御揮毫の「實相」の書を礼拝の対象として儀式行事を行っている写真を所轄庁に提出して、宗教法人の認証を受けています。

「この法人は、…生長の家の本尊たる「實相」（唯一の真理）を礼拝の対象として、教規で定められた礼拝及び神想観等の儀式行事を行い」（生長の家教化部規則第三条）

宗教法人法第十八条第五項は、宗教法人の代表役員及び責任役員は、その宗教法人規則に従う義務があることを定めています。谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の本尊を押し込め、別の礼拝の対象を設置して祭祀することは、宗教法人規則を踏みにじるものであり、宗教法人法違反は明白です。

宗教団体において「礼拝の対象（本尊）」は最も重要かつ根本的な本質であり、それを変更することは「宗教団体の同一性の否定」であります。（例えば、仏教寺院が、勝手に本尊を変更して、イスラム教寺院に変更したとすれば、仮に名称が従来のままでも、「宗教団体」の同一性は否認されますので、宗教法人としては解散清算しなければなりません。「礼拝の対象」を変更する（具体的には、本来の本尊・祭神を「押し込め」、別の本尊・祭神に「取り替える」ということは、このように宗教団体にとっては重大かつ致命的な問題であり、別宗教になったと論評されるのは当然です。）

三、信徒に対して、別宗教の本尊への礼拝を強要するものである！

信徒の方々が、早朝神想観や先祖供養等のため、教化部に来訪して、本尊の「實相」に礼拝したり、教化部敷地内の龍宮住吉分社に参拝しようとしても、今後は、「七重塔」や「造化の三神」を礼拝せざるを得なくなります。（龍宮住吉分社には「造化の三神」の神靈符を祀ることが教団の決定事項であると本通達二十一頁に記載されています。）

これは、信徒に対して、谷口雅春先生が生長の家の大神である住吉大神より神啓を授けられて創始された本来の「生長の家」とは異なる別宗教の本尊への礼拝を強要するものであり、信徒に対して、現総裁への忠誠心の有無を評価する「踏み絵」となることは明瞭です。

心ある信徒の方々には、是非ともこの問題の重大性を考察いただき、強く正義の声を挙げていただくことを深く深く切望いたします。

令和二年五月二十日

東京都国立市富士見台二丁目三十九番地の一

公益財団法人生長の家社会事業団